

判例研究

オンライン販売業者の製造者保証に関する 情報提供義務の範囲について

—— 2021年2月11日ドイツ連邦通常裁判所
民事第1部決定の概要 ——

古谷 貴之

目次

I はじめに

II 2021年2月11日ドイツ連邦通常裁判所民事第1部決定

III 若干の検討

IV おわりに

I はじめに

ドイツ連邦通常裁判所（以下、BGH という）は2021年2月11日、通信販売における売主（販売業者）の製造者保証に関する情報提供義務に係る法的問題について、欧州司法裁判所（以下、EuGH という）に事件を付託する決定を行った。⁽¹⁾

消費者権利指令（2011/83/EU）第6条第1項は、「事業者は、通信販売契約若しくは営業所外契約、又はそれに類する契約の申込みにより消費者が拘束される前に、消費者に対し、明確かつ理解しやすい方法で、次に掲げる情報を提供するものとする。」と規定し、その第m号において、事業者は、「該当する場合には、カスタマーサービス、アフターサービスの給付、並びに、商業保証の存在及びその条件」に関して消費者に対し情報提供義務

(1) BGH, Beschluss vom 11. Februar 2021 - I ZR 241/19.

を負うとする⁽²⁾。

本件では、インターネット取引プラットフォームで商品を販売する売主（事業者）が、当該商品に製造者保証（メーカー保証）が付いていることにつき、消費者に対して情報提供義務を負うかどうか争われた。一般に、製造者保証の存在は、消費者が当該商品を購入するかどうかを決定する上で重要な情報である。もっとも、① 実際に製造者保証が存するとしても、当該商品をインターネット取引プラットフォームで販売するだけの売主が製造者保証の存在について情報提供義務を負うかどうかが問題となる。また、② 製造者保証が存するのみで直ちに売主に当該保証についての情報提供義務が課されるわけではないとしても、例えば、(i) 売主が商品の申込時に当該商品に製造者保証が付いていることに言及している場合には、売主は当該製造者保証に関する情報提供義務を負うと解するべきか、あるいは、(ii) 売主が製造者保証の存在に言及することで消費者が容易に当該製造者保証の存在を認識できる場合であればどうか。さらに、③ 仮に上記①又は②の判断を通じて売主に製造者保証に関する情報提供義務が課されるとしても、当該情報提供義務の内容が問題となる。売主（事業者）は、消費者権利指令（2011/83/EU）第6条第1項(m)に基づいて必要とされる事項（「製造者保証の存在及びその条件」）について情報提供すれば足りるのか。それとも、消費動産売買指令（1999/44/EG）第6条第2項⁽³⁾に定める「保証」と同じ内容の情報を提供する必要があるのか。消費動

(2) 【消費者権利指令 2011/83/EU 第6条第1項】

事業者は、通信販売契約若しくは営業所外契約、又はそれに類する契約の申込みで消費者が拘束される前に、消費者に対し、明確かつ理解しやすい方法で、次に掲げる情報を提供するものとする。

(m) 該当する場合には、カスタマーサービス、アフターサービスの給付、並びに、商業保証の存在及びその条件

(3) 【消費動産売買指令 1999/44/EG 第6条第2項】

保証は、次に定める内容を有するものとする。

— 消費動産売買を規律する国内法の下で消費者が法的権利を有すること、及び、当該権利が保証によって影響を受けないことを明確にすること。

— 保証の内容及び保証に基づく権利行使の際に必要な重要事項、特に、保証期間及び地理的適用範囲、並びに、保証者の名称及び所在地を簡単な分かりやすい言葉で表示すること。

オンライン販売業者の製造者保証に関する情報提供義務の範囲について

動産売買指令（1999/44/EG）第6条第2項は、㊦「消費動産売買を規律する国内法の下で消費者が法的権利を有すること、及び、当該権利が保証によって影響を受けないことを明確に」し、さらに、㊧「保証の内容及び保証に基づく権利行使の際に必要な重要事項、特に、保証期間及び地理的適用範囲、並びに、保証者の名称及び所在地を簡単な分かりやすい言葉で表示すること」を事業者に義務づける。そこで、オンライン販売を行う売主（事業者）は、単に製造者保証の存在及びその条件（消費者権利指令2011/83/EU第6条第1項(m)）のみならず、より詳細な内容（消費動産売買指令1999/44/EG第6条第2項）についても情報提供義務を負うかどうかかが問題となる。

以下では、オンライン販売における売主（販売業者）の製造者保証に関する情報提供義務の問題を扱った最近のBGH決定を素材に検討を行う。冒頭に述べたとおり、本事案は、消費者権利指令（2011/83/EU）第6条第1項(m)の解釈問題との関係でEuGHに付託されている。今後、EuGHの先決裁定を待ち、改めてBGHの判決が下されるものと思われる。その意味で、本稿は、今後下されるであろうEuGH判決及びBGH判決を検討するための予備的考察として位置づけられる。

II 2011年2月11日ドイツ連邦通常裁判所民事第1部決定

1 事案

本件訴訟の当事者は、ポケットナイフ（以下、「本件ポケットナイフ」という）のオンライン販売において互いに競争関係に立つ者である。

被告Yは、インターネット取引プラットフォームA（以下、単に「A」という）でスイスの製造業者Vが製造した本件ポケットナイフを販売・提供した。Aの申込みサイトにはY又は第三者が提供する本件ポケットナイフの「保証」に関する記載はされていないが、「その他の技術情報」という項目の下に、「取扱説明書（PDF）」と表示されたハイパーリンクが貼られていた。このリンクをクリックすると、Aの運営者のサーバー

に保存されている2頁分の製品情報に関するPDF文書（この文書は本件ポケットナイフの製造者Vが作成したものである。）が開くようになっていた。同文書1頁目には、本件ポケットナイフの多目的用途に関する説明がされていた。また、同文書2頁目には、本件ポケットナイフの他の用途とメンテナンス情報、そして「保証」に関する次の情報が記載されていた。

「V保証は、あらゆる材料及び製造上の欠陥について永久に適用されます（ただし、電気部品については2年間です）。通常損耗又は不適切な使用によって生じた損害は、保証の対象になりません。」

原告X（競争事業者）は、上記の表示（取扱説明書のリンク）では本件ポケットナイフの保証に関する情報提供として不十分であるとした上で、Yに対し、Yが本件取引行為において「消費者の法定の権利」及び「この法定の権利が保証によって制限を受けないこと」並びに「保証の及ぶ地理的範囲」を示さずに本件ポケットナイフを販売しないように本件販売の差止めを求めた。

第一審（⁽⁴⁾ボーフム地方裁判所）は、「取扱説明書のリンクを貼ることは、消費者の経済行動に重大な影響を及ぼす取引行為とはいえない」、「Yは、実際の申込みサイトのどこにも『保証』という言葉を使って広告していない」、「Yが貼った取扱説明書のリンク（その2頁目に保証の言及がある）は、保証を付したYの保証表示とも広告ともいえない」などとして、Xの差止請求（不正競争防止法〔UWG〕第8条⁽⁵⁾、第3条⁽⁶⁾、第3a条⁽⁷⁾）を棄却

(4) LG Bochum, 21. 11. 2018 – 13 O 110/18.

(5) 【UWG第8条第1項】

第3条又は第7条に従って許されない取引行為を行った者に対し、妨害排除請求及び回復の危険がある場合には差止請求をすることができる。差止請求権は、第3条又は第7条に対する違反のおそれがある場合に生じる。

(6) 【UWG第3条第1項】

不正な取引行為は、許されない。

(7) 【UWG第3a条】

市場参加者の利益のために市場行動を規律することをも定める法律の規定に違反する者は、その違反が消費者その他の市場参加者又は競争事業者の利益に相当の影響を及ぼすときは、不正に行為したものとす。

オンライン販売業者の製造者保証に関する情報提供義務の範囲について

した。なお、同裁判所は、Y の情報提供義務に関しても、「製造者自身の取扱説明書で保証の存在及びその条件に関する必要な説明がされているので、民法導入法〔EGBGB〕第 246a 条 § 1 第 9 号⁽⁸⁾に定める情報提供義務の要求事項も満たされている」、「保証によって消費者の権利は制限を受けないことについての〔ドイツ民法〕第 479 条に基づく説明は保証表示がある場合にのみ提供されるべきであるため……、本件ではその説明は必要ない。なぜなら、単に取扱説明書のリンクを貼る行為は保証表示に該当しないからである」などと判示した。

これに対し、原審⁽⁹⁾（ハム上級地方裁判所）は、第一審判決を変更し、X の請求を認容した。原審によれば、① 通信販売における製品の情報提供義務について定めるドイツ民法〔BGB〕第 312d 条第 1 項第 1 文⁽¹⁰⁾に関連する EGBGB 第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号の規定の趣旨及び目的は、専ら製品の売主又は第三者の保証表示が存在することを前提に、消費者に対し契約を締結するかどうかを判断する上で可能な限り包括的な情報を提供することにある。この売主の情報提供義務の趣旨・目的からすると、本件のように、商品の申込みに保証が存在することの指示を含む（販売プラットフォームにおいて製造者の商品取扱説明書のハイパーリンクを貼る）場合には、保証に関する事業者の情報提供義務が認められる。そして、② 情報提供義務の内容・範囲を決定する上で、BGB 第 479 条第 1 項⁽¹¹⁾を参

(8) 【EGBGB 第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号】

事業者は、民法第 312d 条第 1 項に基づいて、消費者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

9. 該当する場合には、カスタマーサービス、アフターサービスの給付及び商業保証の存在及びその条件

(9) OLG Hamm, 26. 11. 2019 - I-4 U 22/19.

(10) 【BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文】

事業者は、営業所外契約及び通信販売契約において、民法導入法第 246a 条に従い情報を提供する義務を負う。

(11) 【BGB 第 479 条第 1 項】

保証書（第 443 条）は、簡単かつ理解しやすい方法で作成しなければならない。保証書は、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

1. 消費者の法律上の権利及びこの権利は保証によって制限を受けないこと。

照する必要がある。すなわち、Yは、BGB第479条第1項に基づいて、消費者の法定の権利及びこの権利が保証によって制限を受けないこと（同条項第2文第1号）、並びに、保証による保護が及ぶ地理的範囲（同条項第2文第2号）についても情報を提供しなければならない。販売プラットフォームにおける商品申込みにおいて、Yは、当該規定に定める情報を提供していなかった。③ BGB第312d条第1項第1文に関連するEGBGB第246a条§1第1項第1文第9号の違反は、不正競争防止法〔UWG〕第3a条の意味で「相当の影響を及ぼす」ものといえる。

原判決に対し、Yが上告した。

2 BGH 決定

本件において、BGHは、「〔Yの〕上告が認容されるかどうかは、消費者権利指令2011/83/EU第6条第1項の解釈にかかっている。」とし、手続きを一時停止した上で、EuGHに先決裁定を求める決定（EU機能条約〔AEUV〕第267条第1項(b)及び第3項）を行った。BGHによれば、特に、消費者権利指令（2011/83/EU）第6条第1項に基づいて、Yが製造者保証に関する情報提供義務を負うかどうか、また、仮に当該製造者保証に関する情報提供義務を負うとして、当該情報提供義務の内容にBGB第479条第1項に定める保証が含まれるかどうかの問題になる。

(1) 情報提供義務の有無

まず問題となるのは、YがBGB第312d条第1項第1文に関連するEGBGB第246a条§1第1項第1文第9号に基づく情報提供義務を負うかどうかである。結論において、BGHは、Yが本件において製造者保証に関する情報提供義務を負うことについて否定的な態度を示す。しかし、なお解決すべき消費者権利指令（2011/83/EU）第6条第1項(m)の規定の解釈問題が残るとして、本件をEuGHに付託した。以下、1つ目の付託事

、2. 保証の内容及び保証を受けるために必要なすべての重要な情報、特に保証による保護を受ける期間及び地理的適用範囲、並びに保証者の名称及び住所

オンライン販売業者の製造者保証に関する情報提供義務の範囲について
項に関する BGH 決定の内容について紹介する。⁽¹²⁾

「12.1. まず問題となるのは、Y が BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文に関連する EGBGB 第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号に基づく情報提供義務を負うかどうかである。

13 a) BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文によれば、通信販売契約における事業者は、消費者に対し、EGBGB 第 246a 条に従った情報を提供する義務を負う。EGBGB 第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号に従い、事業者は、消費者に対し、該当する場合には、カスタマーサービス、アフターサービス、並びに、保証の存在及びその条件に関する情報提供義務を負う。

14 上記の規定は、指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) の規定を国内法に転換することを目的としており、それゆえ、この〔指令の〕規定に適合するように解釈されなければならない。指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) に基づき、事業者は、消費者に対し、通信販売で締結する契約又はそれに類する契約の申込みにより消費者が拘束される前に、明確かつ理解しやすい方法で、該当する場合には、カスタマーサービス、アフターサービス、並びに、商業保証の存在及びその条件を通知するものとされている。ドイツの規定を解釈する際には、指令 2011/83/EU が、同指令第 4 条及び同指令の前文 7 に基づき、同指令に含まれる消費者保護の側面を完全に平準化していることを考慮しなければならない。したがって、加盟国は、この領域において、より厳格な又はより厳格でない法規定を維持し又は導入することができない (BGH, Urteil vom 19. April 2018 – I ZR 244/16, GRUR 2018, 950 Rn. 18=WRP 2018, 1069 – Namensangabe; Urteil vom 24. September 2020 – I ZR 169/17, GRUR 2021, 84 Rn. 27=WRP 2021, 192 – Verfügbare Telefonnummer を参照)。

15 b) 当法廷の見解によれば、指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) に基づく通知義務は、事業者自身が商業保証を提供する場合のみならず、そ

(12) BGH, Rn. 12.-32.

の保証が製品の製造者によって作成された場合にも認められるという点に疑いはない。指令 2011/83/EU 第 2 条第 14 号の定義によれば、『商業保証』とは、商品が契約締結時又は契約締結前に利用できる保証書又は関連広告で記載した性質を有さず、又は適合性以外の要件を満たさない場合に、事業者又は製造者（保証者）が、消費者に対し、法定保証に加えて、売買代金を返還し、商品を交換若しくは修補し、又は商品に関するサービスを提供することを内容とするものである。このことから、保証者は、事業者のみならず、製造者であることもある（OLG Celle, WRP 2020, 751, 754 [juris Rn. 64] ; LG Bochum, K&R 2020, 318, 320 [juris Rn. 43] ; Palandt/Grüneberg, BGB, 80. Aufl., Art. 246a § 1 EGBGB Rn. 4 in Verbindung mit Art. 246 EGBGB Rn. 9 ; BeckOGK. EGBGB/Busch, Stand 15. Juli 2020, Art. 246a § 1 Rn. 24 in Verbindung mit Art. 246 Rn. 39 ; MünchKomm. BGB/Wendehorst, 8. Aufl., § 312d Rn 32 in Verbindung mit § 312a Rn. 29 ; jurisPK. Internetrecht/Paschke, 6. Aufl. [Stand 6. Juli 2020], Kap. 4.3 Rn. 371. 1 ; Ring in Heidel/Hübstege/Mansel/Noack, BGB, 3. Aufl., Art. 246a § 1 EGBGB Rn. 3 in Verbindung mit Art. 246 EGBGB Rn. 3 ; Schirnbacher in Spindler/Schuster, Recht der elektronischen Medien, 4. Aufl., Art. 246a EGBGB Rn. 79 ; Rojahn in Flohr/Wauschkuhn, Vertriebsrecht, 2. Aufl., § 312d BGB Rn. 18 in Verbindung mit § 312a BGB Rn. 21 ; Buchmann/Großbach, K&R 2020, 259, 261 を参照 ; これに対し、Staudinger/Thüsing, BGB [2019], § 312d Rn. 32 in Verbindung mit § 312a Rn. 30 は、事業者が提供した保証のみとする。)

16 c) しかし、単に製造者保証が存在するというだけで指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) に基づく情報提供義務が生じるかどうかが問題となる。これが付託事項 1 の主題である。

17 aa) この問題に答える上で、指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) の『該当する場合には』という文言の意義が問題となる。ある見解によれば、売主がその申込みにおいてこれ〔製造者保証〕に言及したかどうかを問わず、製造者が保証を与えただけで指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) に

オンライン販売業者の製造者保証に関する情報提供義務の範囲について
基づく情報提供義務が生じるという (LG Wuppertal, Urteil vom 30. April
2019 – 13 O 21/19, nicht veröffentlicht, Umdruck S. 21 ; LG Bochum, K&R
2020, 318, 319 [juris Rn. 27] ; jurisPK. Internetrecht/Paschke aaO Kap. 4.3
Rn. 371. 1 ; Buchmann/Großbach, K&R 2020, 259, 261 bis 263 ; Buchmann,
K&R 2020, 642, 647 を参照)。他の見解によれば、単に製造者保証が存在
するだけでは情報提供義務は生じないという (OLG Celle, WRP 2020, 751,
754 f. [juris Rn. 61 bis 84] ; LG Hannover, MMR 2020, 495, 496 [juris Rn. 22
bis 36] ; BeckOK. BGB/Martens, 55. Edition [Stand 1. August 2020], Art.
246a § 1 EGBGB Rn. 16 in Verbindung mit Art. 246 EGBGB Rn. 21a ;
BeckOGK. EGBGB/Busch aaO Art. 246a § 1 Rn. 24 in Verbindung mit Art.
246 Rn. 41 ; Douglas, GRURPrax 2020, 292 を参照)。

18 bb) 指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) の文言は、両方の解釈を許
容する。なぜなら、『該当する場合には』という文言は、『保証が存在する
場合には』と解することもできれば、『事業者の申込みの形態に応じては』
というように解することもできるからである。

19 cc) [指令の] 規定の文脈は、事業者の申込みに際して保証について
の言及を必要とすると解する論拠となる。

20 (1) 保証は、指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) において、アフ
ターサービスとの関連で挙げられている。アフターサービスに関しては、
それが契約の内容になる場合又は少なくとも契約締結時に売主がそれを費
用込みの追加給付として提供する場合にのみ情報提供がされなければなら
ないから、保証に関しても、これが申込みにおいて言及されていなければ
ならないと解することができる (OLG Celle, WRP 2020, 751, 755 [juris Rn.
73 f.] を参照)。

21 (2) さらに、指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項に基づく事業者の情報
提供義務は、原則として、契約に直接関連する事項のみにかかわるもので
あり、消費者と第三者との間の法的関係にはかかわらない。したがって、
事業者が、例えば契約交渉の際にアフターサービスや保証を示し、又は商
品の提供に際して何らかの形で保証の存在を示すことによって、当該契約

との関連で、みずから少なくとも黙示的にアフターサービスや保証を提供したのであればならないというように、指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項 (m) を制限的に解釈することもできる (BeckOK, BGB/Martens aaO Art. 246a § 1 EGBGB Rn. 16 in Verbindung mit Art. 246 EGBGB Rn. 21a; BeckOGK, EGBGB/Busch aaO Art. 246a § 1 Rn. 24 in Verbindung mit Art. 246 Rn. 41 を参照)。

22 dd) 指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項 (m) の規定の目的は、いずれかの解釈をとるべきことの決定的な論拠にはならない。

23 (1) 製造者保証が存在するだけで十分であるとする見解が論拠とするのは、指令 2011/83/EU (第 1 条並びに前文 4、5 及び 7) が、事業者との取引において消費者の情報及び安全を保証することによって高水準の消費者保護を確保するという目的を追求していることである。加えて、EU 機能条約 (AEUV) 第 169 条及び EU 基本権憲章第 38 条における連合の政策の基礎に消費者の保護があることである (EuGH, Urteil vom 23. Januar 2019 - C-430/17, GRUR 2019, 296 Rn. 34=WRP 2019, 312 - Walbusch Walter Busch; Urteil vom 10. Juli 2019 - C-649/17, GRUR 2019, 958 Rn. 39=WRP 2019, 97 - Amazon EU を参照)。消費者は、熟慮した上での決定を行うために、包括的な情報に基づいて —— 国境を越えた —— 申込みであっても適切に比較し、当該契約の利害得失を考慮することができるという (OLG Hamm, Schaden-Praxis 2017, 496, 497 [juris Rn. 57]; LG Wuppertal, Urteil vom 30. April 2019 - 13 O 21/19, nicht veröffentlicht, Umdruck S. 21; LG Bochum, K&R 2020, 318, 321 [juris Rn. 48]; MünchKomm. BGB/Wendehorst aaO § 312d Rn. 2 を参照)。

24 (2) 他方で、消費者の保護は、事業者自身が競争において利用するわけではない、買主にとっておそらく利益となるであろう事項を通知する義務を負うことまでをも求めているわけでは必ずしもない (Douglas, GRUR-Prax 2020, 292 を参照)。消費者は、申込み時に製造者保証が付けられておらず、これを疑問に思うのであれば、製造者保証は存しないものとして対処することが可能である。消費者が製造者保証に価値を見出すの

オンライン販売業者の製造者保証に関する情報提供義務の範囲についてであれば、それについて売主に質問することができ、回答が得られない場合には購入を取りやめることができる。それにもかかわらず消費者が売買契約を締結した場合において、売主が通知しなかった保証について製造者が保証を与えているとしても、これによって消費者が不利益を被ることはない(vgl. OLG Celle, WRP 2020, 751, 755 [juris Rn. 75 f.])。

25 ee) さらに、指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) を解釈する際には、事業者の基本権が均衡を欠くような形で制限されてはならないという点も考慮しなければならない。

26 (1) 指令 2011/83/EU の前文 4 に従い、高水準の消費者保護と事業者の競争力との間のバランスを図り、また、その際には EU 基本権憲章第 16 条が保障する事業者の営業の自由を保護しなければならない (EuGH, GRUR 2019, 296 Rn. 41 – Walbusch Walter Busch; GRUR 2019, 958 Rn. 44 – Amazon EU; EuGH, Urteil vom 8. Oktober 2020 – C-641/19, WRP 2020, 1559 Rn. 30 – PE Digital を参照)。EU 基本権憲章第 52 条第 1 項第 2 文によると、営業の自由は、これが必要かつ公益に資するという連合によって承認された目的又は相手方の権利及び自由の保護の要請に実際に適合する場合にのみ、比例性の原則を尊重しつつ、制限することが許される。

27 (2) この点、事業者にとって有利になるように、申込みの際に費用をかけるだけの利益が製造者保証から得られるかどうかを顧客とのコミュニケーションの中で個別に検討し (Douglas, GRURPrax 2020, 292 を参照)、また、契約自由の枠組みで必要に応じて当該製造者保証を通知することなく購入物を提供することが引き続き売主に許されるのでなければならないとされる (OLG Celle, WRP 2020, 751, 755 [juris Rn. 75] を参照)。

28 これに対して、購入物の製造者が保証を提供しただけで売主の情報提供義務を肯定する場合には、売主は、すべての販売製品について、製造者保証が備わっているかどうか、また、場合によってはそれにいかなる条件が付されているかを調査しなければならない。その際、売主は、製造者が関連する広告を公開しているかどうか、あるいは、保証条件を変更しているかどうかを常に監視し、該当する変更がある場合には即時に消費者情

報の中にそれを組み込む必要がある。加えて、売主は、製造者との間に直接の契約関係を有しないことも多く、また、サプライチェーン（そこには長短の差がある。）を介して製造者とつながっているにすぎない。製造者との保証契約は、多くの場合、保証書を同封した形で申込みが行われた時に成立する。売主が製造者のどの保証条件が現時点で有効であるかを実際に確認しようとするなら、売主は、保証に条件が付けられているかどうか、また、場合によりどのような保証条件が付けられているかをその引き渡す商品すべてについて確認しなければならない。このことは売主にとってかなりの追加作業をもたらし、最終的には値上げにも反映されるだろう（OLG Celle, WRP 2020, 751, 754 f. [juris Rn. 68]を参照）。さらに、例えば、個々のコンポーネントから構成される商品ないしサービスについては、複数の製造者保証が併存する可能性もある（LG Hannover, MMR 2020, 495, 496 [juris Rn. 30]を参照）。

29 加えて、売主は、製造者保証に関する情報が最新のものにならない場合に、重大な責任リスクを負う。製造者保証の存在は、通常、BGB 第 434 条第 1 項に基づく目的物の性状のメルクマールとなる。売主が申込みにおいて——情報提供義務を勘違いで履行したとしても——実際には存在しない製造者保証や以前は存在したけれども現在は存在しない製造者保証、あるいは、その範囲では存在しない製造者保証に言及した場合、このことは原則として BGB 第 434 条第 1 項第 2 文第 2 号、第 3 文に基づく物の瑕疵を基礎づける（OLG Celle, WRP 2020, 751, 755 [juris Rn. 69]を参照）。

30 (3) これに対して、事業者は、製造者保証に関して、定期的に追加の保証について情報提供をすれば足りるとの反論がある。この種の情報提供義務は変わらず実行可能であり、事業者に不当に過剰な押し付けをすることにはならないとされる。しかも、製造者、インターネット取引プラットフォーム及び販売事業者は、製造者保証に関する情報を提供する公正法上の義務の圧力の下で、売主が競争適的なオンライン申込みをすることができる方法を見つけないとされる（LG Bochum, K&R 2020,

オンライン販売業者の製造者保証に関する情報提供義務の範囲について

318, 321 [juris Rn. 51] を参照)。

31 ff) さらに、指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) を解釈する際には、製造者保証に関する売主の情報提供義務の問題は、実店舗取引における消費動産売買契約の場合にも同様に生じることを考慮しなくてはならない。消費者は、日用品の取引を除き、指令 2011/83/EU 第 5 条第 1 項(e) 及び第 3 項の国内法への転換を目的とする BGB 第 312a 条第 2 項に関連する EGBGB 第 246 条第 1 項第 5 号及び第 2 項の規定に基づいてこの場合にも保証について通知されなければならない。実店舗取引では、例えば、個々の事業者が個々の製品すべてに関するさまざまな製造者保証の条件について情報を提供するためにどの程度合理的な努力をすればよいのかという問題が生じる。

32 gg) こうした事情から、当法廷は、製造者保証が存在するだけで情報提供義務が生じるというように指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) を解釈することに否定的である。』。

(2) いかなる場合に情報提供義務が生じるか

製造者保証が存在するだけでは売主（販売業者）の情報提供義務は生じないと解する場合、どのような場合であれば製造者保証に関する売主（販売業者）の情報提供義務が生じるかが問題となる。売主（販売業者）が製造者保証付きで広告する場合には、売主（販売業者）が当該製造者保証の存在等について消費者に対し情報提供義務を負うことに争いはない。では、売主（販売業者）が広告をしていない場合でも、その申込みにおいて製造者保証に言及した場合には情報提供義務が生じると解すべきか。あるいは、売主（販売業者）が行った製造者保証への言及が消費者にとって容易に認識できる場合であればどうか。この問題について BGH は次のとおり判示した。⁽¹³⁾

(13) BGH, Rn. 34-43.

〔34 aa〕 下級審判例においては、学説と同様に、事業者が製造者保証付きで広告をする場合に、指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) に従って事業者が情報提供義務を負うことについて争いはない (OLG Hamm, Schaden-Praxis 2017, 496, 497 [juris Rn. 56] ; OLG Nürnberg, WRP 2020, 928, 929 [juris Rn. 14 f.] ; LG Bochum, K&R 2020, 318, 320 [juris Rn. 30] ; BeckOGK. EGBGB/Busch aaO Art. 246a § 1 Rn. 24 in Verbindung mit Art. 246 Rn. 41 ; Härtling, Internetrecht, 6. Aufl., Rn. 1216 ; Buchmann/Großbach, K&R 2020, 259 ; Büttel, jurisPR-ITR 14/2020 Anm. 6 を参照)。

35 bb) これに対して、事業者が製造者保証を広告で宣伝していない場合でも、事業者は指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) に基づいて情報提供義務を負うのかどうか問題となる (EuGH, Urteil vom 6. Oktober 1982 - 283/81, Slg. 1982, 3415 Rn. 16=NJW 1983, 1257 - Cilfit u. a. ; Urteil vom 1. Oktober 2015 - C-452/14, GRUR Int. 2015, 1152 Rn. 43 - Doc Generici, mwN を参照)。指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) の文言、当該規定の文脈及び当該規定の目的から、事業者が申込みにおいて製造者保証について言及しているかどうかで情報提供義務の有無がそもそも左右されるのかどうかを読み取ることができないのと同様に (これについては、Rn. 16 から 31 を参照)、情報提供義務が生じるといえるために、いかなる方法で、またいかなる範囲でこの保証について言及される必要があるのかをこの規定から明確に読み取ることもできない。

36 (1) 原審の認定によると、本件では、被告〔Y〕の申込みサイトには製造者保証に関する情報が記載されていなかった。被告〔Y〕は、技術情報の欄に、リンク (『取扱説明書』) の先に製造者保証について言及がある製造者作成の製品情報シートを提供したにすぎない。

37 (2) 一方で、原審は、広告宣伝がなくても、何らかの方法で商品申込みに際して製造者保証の存在について言及がされていれば、保証条件についての通知義務を根拠づけるのに十分であると判断したとみることができるとする。

38 しかし他方で、情報提供義務が認められるためには、消費者にとつ

オンライン販売業者の製造者保証に関する情報提供義務の範囲について容易に認識できる方法で製造者保証の存在が言及されていることが前提になると解したとみることもできそうである。

39 これに関連して、上告人〔Y〕は、——とりわけ本件ポケットナイフの——取扱説明書は一般的に購入後にはじめて表示されるものであるため、「取扱説明書」と表示されたリンクをたどるのは経験則に照らして少数の購入希望者のみであることを指摘する。それに加え、その保証表示は文書の2頁目にあることから、とりわけリンクをクリックした後にはすぐに見ることができない当該保証表示について購入希望者がそのリンクを開いて検索することはいずれにしてもないという。

40 保証条件を通知する義務を認める上で、保証の存在に関する通知が消費者にとって認識可能であるかどうかが重要であるのであれば、原審はこの点について判断しなければならない。

41 (4) 加えて、製造者保証の存在に関する情報が事業者ではなく製造者によって提供されていることが消費者にとって明らかである場合に事業者の情報提供義務が認められるかどうかとも問題となる。

42 上告人〔Y〕の見解によれば、事業者は、このような場合において、追加の情報提供義務を負わない。一方で製造者が提供する情報と、他方で事業者が表示する広告とは区別されるべきものであることを消費者はよく知っており、消費者は製造者が提供する情報以上の説明を事業者に対して期待していないという。

43 原審は、このような消費者理解についても判断をしていない。原審の立場からすれば、この点は重要でないからである。しかし、この立場が正しいかどうかについて、明確に答えることはできない。』。

(3) 事業者の情報提供義務の範囲

仮に事業者の情報提供義務が肯定される場合 (① 製造者保証があるだけで事業者は当該製造者保証に関する情報提供義務を負うと解する場合、又は、② 製造者保証があるだけでは事業者の情報提供義務は存しないが、(i) 事業者が製造者保証に言及し、若しくは (ii) 消費者が製造者保証

を容易に認識できるときに事業者は当該製造者保証に関する情報提供義務を負うと解する場合)において、事業者は、どの範囲の情報提供義務を負うか。

1つの考え方として、事業者は、BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文及び EGBGB 第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号に関連する情報提供義務、すなわち「製造者保証の存在及びその条件」について(のみ)情報提供義務を負うと解することができる。

もっとも、これと異なる考え方として、事業者は、BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文及び EGBGB 第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号に関連する情報提供義務に加えて、消費動産売買指令(1999/44/EG) 第 6 条第 2 項及び BGB 第 479 条第 1 項に定める事項についても情報提供する必要があると解することもできる。

上記の2つの見解のうち、いずれの理解が適切であるか。これは、消費者権利指令(2011/83/EU) 第 6 条第 1 項(m)に定める情報提供義務の内容ないし範囲をどのように理解するのが適切かという解釈上の問題にかかわる。

この問題について、BGH は、次のとおり判示した。⁽¹⁴⁾

「44 2. 指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m)に基づく情報提供義務が存するとした場合、最終的に、いかなる内容の情報を含む必要があるのかが問題となる。これが付託事項 3 の主題である。

45 a) ある見解(原審もこれに従う。)によれば、情報提供義務の内容の範囲を決定するために BGB 第 479 条第 1 項の規定内容を参照することができる(LG Bochum, K&R 2020, 318, 320 f. [juris Rn. 44]; BeckOK. BGB/Martens aaO Art. 246a § 1 EGBGB Rn. 16 in Verbindung mit Art. 246 EGBGB Rn. 21; MünchKomm. BGB/Wendehorst aaO § 312d Rn. 32 in Verbindung mit § 312a Rn. 29; Staudinger/Thüsing aaO § 312d Rn. 32 in

(14) BGH, Rn. 44-47.

オンライン販売業者の製造者保証に関する情報提供義務の範囲について

Verbindung mit § 312a Rn. 30 を参照)。

46 BGB 第 479 条第 1 項第 2 文によれば、保証書には、消費者の法定の権利及びこの権利が保証によって制限を受けないこと、並びに、保証の内容がないし保証を行使するために必要な重要事項、とりわけ保証による保護が及ぶ期間、地理的適用範囲、保証者の名称及び住所が含まれなければならない。この規定は、消費動産売買の一定の側面及び消費動産の保証に関する指令 1999/44/EG 第 6 条第 2 項の規定を国内法に転換することを目的としたものである。

47 b) 他の見解によれば、指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) に基づく契約締結前の情報提供には、指令 1999/44/EG 第 6 条第 2 項に基づき保証書自体に記載されていない情報すべてが含まれる必要はないという。いかなる情報が必要となるかについては、異なる判断がされている (BeckOGK. EGBGB/Busch aaO Art. 246a § 1 Rn. 24 in Verbindung mit Art. 246 Rn. 39; Schirnbacher in Spindler/Schuster aaO Art. 246a EGBGB Rn. 80 を参照)。

(4) BGH の付託決定の内容

BGH は、上記のとおり判示し、消費者権利指令 (2011/83/EU) 第 6 条第 1 項(m) の解釈について EuGH に次のとおり先決裁定を求めた。

1. 製造者保証が存するだけで指令 (2011/83/EU) 第 6 条第 1 項(m) に基づく情報提供義務が生じるか。
2. 質問事項 1 が否定的に回答される場合：事業者が申込時に製造者保証に言及したことによって指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) に基づく情報提供義務が生じるか、又はその言及が消費者にとって容易に認識可能な場合に当該義務が生じるか。
3. 指令 2011/83/EU 第 6 条第 1 項(m) が要求する製造者保証の存在及びその条件に関する情報は、指令 1999/44/EG 第 6 条第 2 項に基づく保証と同様の情報を含む必要があるか、又はそれよりも少ない情

報で足りるか。

Ⅲ 若干の検討

以下では、関連する下級審裁判例及び学説の議論を参考にしつつ、BGH 決定の内容を整理する。

1 付託事項 1

製造者保証が存するだけで消費者権利指令（2011/83/EU）第 6 条第 1 項(m) に基づく情報提供義務が生じるかに関して、これを肯定する裁判例⁽¹⁵⁾と否定する裁判例がある。学説においても見解が分かれる。肯定説は、EU の政策目標である「高水準の消費者保護」を根拠に、消費者が熟慮された決定を行う上で事業者からの包括的な情報提供が必要になると考える。これに対し、否定説は、単に製造者保証が存在するだけでは情報提供義務⁽¹⁸⁾

(15) LG Bochum, Urteil vom 27. 11. 2019 – I-15 O 122/19, openJur 2020, 1012, Rn. 38 (BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文に関連する EGBGB 第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号に基づいて、売主は、顧客に対し、保証について詳細に情報提供するために、その提供する製品に製造者保証が存在するかどうかを積極的に調査する義務を負う。); Rn. 42 (事業者のオンライン申込みにおいて製造者保証に言及していなくても、製造者保証に関する情報提供義務を負う。).

(16) OLG Celle, 26. 03. 2020 – 13 U 73/19 (通信販売の場合において、事業者は、申込みにおいても、その他の方法でも、消費者が表示をする前に、製造者保証について言及していないときは、製品の製造者が与えた保証に関して消費者に情報を提供する義務はない。); この判決に賛成するものとして、Douglas, GRURPrax 2020, 292.; また、LG Hannover, MMR 2020, 495, 496 (小売業者のオンライン申込みで製造者保証に言及がされていなくても、このことは法違反にはならない。小売業者は自己の給付についてのみ情報提供すればよく、第三者の給付について情報提供する必要はない。) も参照。

(17) Felix Buchmann und RA Fabian Großbach, Belehrungspflicht über Herstellergarantien bei Fernabsatzverträgen (?), K&R 2020, 259, 261 ff. を参照。

(18) BeckOK, BGB/Martens, 55. Edition [Stand 1. August 2020], Art. 246a § 1 EGBGB Rn. 16 in Verbindung mit Art. 246 EGBGB Rn. 21a; BeckOGK/Busch, EGBGB Art. 246a § 1 Rn. 24 in Verbindung mit Art. 246 Rn. 41 (売主は提供する商品について製造者保証がついているかどうかを積極的に調査する義務はない。); Morton Douglas, Rechtsmissbräuchliche Struktur eines Wettbewerbsverbands, GRURPrax 2020, 292. も参照。

オンライン販売業者の製造者保証に関する情報提供義務の範囲については生じないという。特に、売主はその提供する商品について製造者保証が付けられているかどうかを積極的に調査する義務を負わないという。

本件BGHは、第1の付託事項との関連において、事業者の情報提供義務を否定的に解した。その理由として、①消費者権利指令(2011/83/EU)第6条第1項(m)の「文言」及び「目的」は事業者の情報提供義務を判断する決定的な論拠にはならないものの(この点は、肯定・否定のいずれの解釈も許容するという⁽¹⁹⁾)、同指令の規定の「文脈」は保証が存在するだけで情報提供義務を課すことを否定する論拠になりうること⁽²⁰⁾、指令の解釈に際しては「高水準の消費者保護」とともに「事業者の営業の自由」も考慮する必要があること⁽²¹⁾、及び、情報提供義務を肯定した場合の実店舗取引における事業者側の負担⁽²²⁾を挙げている。

2 付託事項2

仮に、第1の問題について否定説(製造者保証が存在するだけでは情報提供義務は生じないとする立場)に立つ場合、次に、①事業者が申込時に製造者保証に言及したのであれば情報提供義務は生じると解すべきか、あるいは、②その言及が消費者にとって容易に認識可能な場合であれば情報提供義務が生じると解すべきかが問題となる。

原々審は、この点について何ら述べていない。これに対し、原審は、事業者が商品の申込みの際に製造者保証が付けられている旨の指示をした(販売プラットフォームにおいて製造者の商品取扱説明書のリンクを貼った)場合には、当該製造者保証に関する事業者の情報提供義務が認められるとしており、上記①又は②の立場に位置づけることができる。BGHは、この問題について態度を明確⁽²³⁾にしていない。

(19) BGH, (Fn. 1) Rn. 17 f. 及び Rn. 22-24. を参照。

(20) BGH, (Fn. 1) Rn. 19-21. を参照。

(21) BGH, (Fn. 1) Rn. 25-30. を参照。

(22) BGH, (Fn. 1) Rn. 31. を参照。

(23) BGH, (Fn. 1) Rn. 35. を参照。

3 付託事項 3

仮に、原審のように、事業者の情報提供義務を肯定するとして、当該情報提供義務の内容・範囲はどこまで及ぶのかが問題となる。一方で、情報提供義務の内容は、BGB 第 312d 条第 1 項第 1 文に関連する EGBGB 第 246a 条 § 1 第 1 項第 1 文第 9 号に基づく情報（「製造者保証の存在及びその条件」）に限定されるとの考え方がある。しかし他方で、事業者は消費動産売買指令（1999/44/EG）第 6 条第 2 項及び BGB 第 479 条第 1 項に定める事項についても情報を提供しなければならないとする考え方もある。原審は、後者の立場に立つ。

下級審裁判例及び学説には、本件の原審と同様に、広範な情報提供義務を肯定するものがある（肯定説⁽²⁴⁾）。しかし他方で、消費者権利指令（2011/83/EU）第 6 条第 1 項(m)に基づく契約締結前の情報提供には、消費動産売買指令（1999/44/EG）第 6 条第 2 項に基づく必要な情報すべてを含む必要はないとする見解もある（否定説⁽²⁵⁾）。

(24) BGB 第 479 条の要件を満たす情報提供が必要と解するものとして、MünchKommBGB/Wendehorst (2019), § 312d Rn. 32 in Verbindung mit § 312a Rn. 29.; Staudinger/Thüsing (2019), § 312d Rn. 32 in Verbindung mit § 312a Rn. 30. を参照。下級審裁判例では、例えば、広告において単に「5 年保証」と表示しただけでは情報提供として不十分であり（保証の「存在」はここから明らかになるが、保証の「条件」について情報提供がされていない）、BGB 第 477 条第 1 項第 2 文（現 479 条第 1 項第 2 文）に定める要件も満たさないとしたもの（OLG Hamm 25. 8. 2016 - 4 U 1/16, GRUR-RS 2016, 18361.）、BGB 第 479 条第 1 項に従った情報提供義務が必要というもの（LG Bochum, Urteil vom 27. 11. 2019 - I-15 O 122/19, openJur 2020, 1012, Rn. 60.）がある。

(25) もっとも、論者により提供すべき情報の内容は異なる。例えば、Schirnbacher, in Spindler/Schuster, Art. 246a EGBGB Rn. 80. は、製造者保証の開示義務に関して、製造者保証が事業者ごとにより異なっていること、統一化を図ることは困難ないし不可能であること、特にオンラインプラットフォームやカタログにおいて、多くの事業者が膨大な量の製品を提供していること、また、保証の内容が頻繁に変更されることに鑑みると、それぞれの製造者保証について透明性のある情報提供をするのはほとんど不可能であることを指摘する。こうした事情から、「製造者のウェブサイトのリンクを貼る」だけで十分とすべきであるという。保証がある場合に、保証の「条件」は厳格に解釈されるべきであり、保証者、保証期間及び保証理由といった重要な要素に限定されるべきだという。したがって、例えば、「メーカー保証：瑕疵について 3 年」と表記することも許容されるべきであるという。また、BeckOGK/Busch, EGBGB Art. 246a § 1 Rn. 24 in Verbindung mit Art. 246 Rn. 39. によれば、EGBGB 第 246 条第 1 項第 5 号に基づく契約締結前の情報は、BGB

オンライン販売業者の製造者保証に関する情報提供義務の範囲について

肯定説による場合、事業者の情報提供義務の内容・範囲は、基本的に、BGB 第 479 条第 1 項の規定に従って定まる。すなわち、事業者は、「消費者の法定の権利」及び「この権利は保証によって制限を受けないこと」、並びに、「保証の内容」ないし「保証の行使に必要となる重要な情報」、とりわけ「保証による保護が及ぶ期間」、「地理的適用範囲」、「保証者の名称及び住所」についても消費者に対し情報提供しなければならない（なお、近い将来における BGB 第 479 条の改正を前提とすれば、事業者は、上記の情報に加えて、「保証を実施するために消費者が従うべき手続」及び「保証の対象となる物品の名称」に関しても情報提供義務を負うと解することになるだろう。⁽²⁶⁾）。

IV おわりに

ここまで本稿は、製造者保証に関する情報提供義務についての最近の BGH 決定の内容を検討した。インターネット取引プラットフォームにおいて商品を販売する売主（販売業者）の製造者保証に関する情報提供義務という通信販売取引における重要な法的問題について、今後、EuGH がど

、第 479 条に基づいて保証書自体の中に含まれていなければならない情報すべてを含む必要はないが、品質保証か耐久性保証かを示さずに「2 年保証」のような形で保証期間を示すだけでは情報提供の内容として十分でないという。保証の地理的範囲に関する情報も必要である。第三者保証があるときは、当該第三者（製造者等）の名前又は会社名が必要になる。ただし、第三者の住所は保証書に記載されていればよい。同じく、保証を請求する方法についても保証書に記載されていればよい。

(26) 拙稿「ドイツにおける EU 物品売買指令の国内法化 —— 連邦司法・消費者保護省 (BMJV) 参事官草案の検討 ——」産大法学 55 卷 1 号 (2021 年) 151-152 頁も参照。EU 物品売買指令 (2019/771/EU) の観点から同様の指摘を行うものとして、Christian Alexander, Informationen des Verkäufers über eine Herstellergarantie, GRUR-Prax 2021, 234. も参照 (EuGH が消費者権利指令 (2011/83/EU) 第 6 条第 1 項 (m) に基づく情報提供義務の範囲を BGB 第 479 条の情報提供事項と同一のものと解する場合、物品売買指令 (2019/771/EU) 第 17 条第 2 項の規定に従い、消費者権利指令 (2011/83/EU) 第 6 条第 1 項 (m) に基づく情報提供義務の範囲が拡大する。) ; EU 物品売買指令 (2019/771/EU) 第 17 条第 2 項について、拙稿「物品の売買契約に関する新たな EU 指令の分析」産大法学 54 卷 1 号 (2020 年) 152 頁も参照。

のような判断を示すかが注目される。EuGH 判決の動向を注視しつつ、ひとまず本稿の検討を終えることにしたい。

*本研究は JSPS 科研費 JP20K13378, JP21H00670 の助成を受けたものである。